

## 中央教育審議会ワーキンググループの「今後の教員給与の在り方について（答申案）」について（談話）

2007年3月5日  
日本高等学校教職員組合  
書記長 加門 憲文

中央教育審議会の教員給与の在り方に関するワーキンググループは2月22日、標記の「答申案」をまとめた。

「答申案」は、第一章で教員給与をはじめとした処遇の在り方、第二章で教員の校務、学校事務と組織運営体制の見直し、第三章でメリハリある教員給与の在り方、最後の第四章で教職調整額の見直しや1年間の変形労働時間の導入について述べている。とくに第四章では、現段階では意見の集約にまで至っていないが、出された意見をふまえ、今後さらに専門的・技術的な検討を行ないたいとしている。

中教審はこの「案」をもとに、3月中旬にも総会をひらき「答申」を行なおうとしているが、以下に述べる重大問題を残したままの「答申」は、断じて認めることはできない。

(1) 「答申案」に至る経過や問題点については、全日本教職員組合が「公立学校教員の給与の在り方について（経過報告）」批判（2007年1月30日）、「水準引き下げ、格差導入をねらう教職調整額の改悪に反対する」（2007年2月22日）と批判してきたところである。

「答申案」は、「幅広い観点から審議を行い」「広範な審議をふまえ」たとしているが、文科省は高校の「勤務実態調査」の結果すら審議会に提出しておらず、高校現場の実態の検証抜きに審議をすすめ、「答申案」をまとめたことはきわめて重大な問題である。

文科省は、高校の「勤務実態調査」の全容をただちに明らかにするとともに、中教審で高校の実態をふまえた審議を行なうことを求めるものである。

(2) 実習教員や寄宿舎指導員に適用される高校教育職（二）表1級の賃金水準・体系は、直ちに是正・改善すべき緊急の課題であるにもかかわらず、「答申案」ではまったく言及していない。これは高校の「勤務実態調査」を審議の対象にすらしなかったことの結果であり重大である。

「教員の校務」と、「学校組織体制の見直し」を「幅広い視点から審議」を行なってきたというが、増大する臨時教職員の身分・待遇、その賃金水準・体系問題について審議の議題にすることなく「答申案」をまとめたことは許されないことである。

(3) 諸手当の見直し問題では、「一律に支給される性格の手当等があり、その中には手当等の創設時からの状況の変化等により、その意義が薄れているきているものも見られる」とし、「廃止・縮減の方向で検討する必要がある」としている。

定時制・通信制手当は、「働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障し勤労と修学に対する正しい理念を確立させ、もって国民の教育水準と生産能力の向上に寄与する」

(定時制教育及び通信教育振興法) という趣旨をふまえて、教員の人材を確保するために制定されたものである。貧困と格差が拡大するもとの、定時制・通信制高校で学ぶ生徒の修学権を保障する今日的意義はますます大きくなっている。

また、産振手当は、「産業教育を通じて・・・産業技術を習得させるとともに、工夫創造の能力を養い産業教育の振興を図ることを目的に」(産業教育振興法) という趣旨をふまえて、教員の人材を確保することを目的に制定されたものである。

このように、定通・産振手当は、定通教育や産業教育の目的に即して制定され、教育のいっそうの充実の観点からも、その今日的意義は変わっていない。定時制・通信制高校、職業高校での「校務」とのかかわりでの幅広い関係者の論議が改めて求められている。

(4)「答申案」が、「教員の校務と学校事務の見直し」との関連で、「アウトソーシングが可能な業務については、専門的な能力を持った民間人や退職教員等を活用して積極的にアウトソーシングしていくことも必要である」と言及していることは重大な問題である。これが、学校現業職員・事務職員の業務の民間委託をねらうものであることは明白であり、断じて容認することはできない。

いま、全国各地で事務のセンター化、図書館職員の定員削減、学校現業職員の業務に対する民間委託が提案され、教職員、父母・地域住民のなかで教育条件の切り下げ、子どもたちの安心と安全が脅かされるとの不安がひろがっている。

学校現業職員・事務職員等の業務の民間委託は、「教員の抱える事務負担軽減」と逆行するだけでなく、かえって学校教育の質を引き下げることにつながりかねない問題である。

OECD の調査(2004年版「図表で見る OECD インディケータ(指標)」)によれば、諸外国では、教員と教員以外の職員が一体となった「学校の組織運営体制」がはかられている。「学校現場の実情を踏まえ」た検証を抜きに「積極的にアウトソーシングをすすめていく」ことは、「答申案」の求める「学校教育の一層の質の向上」とは相容れないものである。

(5)日高教は、部活動指導による長時間過密労働の是正にむけて、部活動問題検討委員会で論議をすすめ、全国の高校の実態調査を実施し、全国の 5,058 人の高校教職員から回答が寄せられた。この調査結果は、1995 年の日高教調査と比較しても部活指導にともなう勤務の実態が改善されるどころか、いっそう深刻となっていることを示している。

「答申案」が、「部活動指導は、主任等の命課と同様に年度はじめに校長から出された『部活動の監督・顧問』という職務命令によって命じられた付加的な職務であり」としてしていることは、重大な変更を伴う問題であり容認することはできない。

また、「答申案」は、「部活動に係わる勤務体系等の在り方」について、部活動指導は、「教員の他の職務と同様に、正規の勤務時間内で実施すべきものである」「部活動による時間外勤務が可能な限り生じることがないように、校長が適切に管理・監督するよう指導を行うことが必要である。」と指摘している。こうした観点にたって、文科省の「高校の勤務実態調査」も生かし、部活動指導にともなう「時間外勤務」の改善に向け、緊急に改善すべき課題として具体的政策を提起すべきである。

以上